

防整技第7381号
28.4.1
一部改正 防整技第17429号
令和4年9月14日

大臣官房会計課長
地方協力局環境政策課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局経理部施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部防衛部施設課長 殿
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部計画部事業計画課長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設技術管理官
(公 印 省 略)

産業廃棄物等の処理に係る特記仕様書への記載について（通知）

標記について、防衛省が実施する建設工事（工事の実施細目について（防整技第7167号。28.3.31）第2第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）においては、関連文書に基づき特記仕様書へ明記してきたところであるが、今後当分の間、別紙のとおり統一して記載することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

関連文書：1 防整技第7187号（28.3.31）
2 防整技第7405号（28.4.1）

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設計画課長、整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設計画官

産業廃棄物等の処理に係る特記仕様書への記載について

1. 記載すべき必須事項

(1) 処分方法及び処分場所（記載例）

- 本工事の施工により発生する産業廃棄物の処分（又は特定建設資材の再資源化に係る処分）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号））に基づいて適正に処分するものとする。
- 本工事の施工により発生する産業廃棄物の処分（又は特定建設資材の再資源化に係る処分）は、以下のとおり見込んでいる。
なお、現場から受け入れ場所までの運搬距離、受け入れ費用及び発生概数量については監督官と協議の上、精算するものとする。

・ 廃棄物等の種別

- ・ 現場から受け入れ場所までの運搬距離（廃棄物等の種別毎）
- ・ 受け入れ場所での受け入れ時間帯（廃棄物等の種別毎）
- ・ 受け入れ費用（廃棄物等の種別毎）
- ・ 発生概数量（廃棄物等の種別毎）
- ・ 仮置き等の条件（必要な場合、その条件を明示）
- ・ 提出書類等（提出を義務づける）

注：受け入れ場所として、具体的な所在地及び処分業者等は記載しない。

(2) 処分場所の変更に係る協議（記載例）

- 本工事契約後、明らかになったやむを得ない事情により、上記によりがたい場合は、監督官と協議する。

2. 留意事項

- (1) 発生概数量が現場と設計図書で異なる場合は受注者と協議の上、精算するものとする。
- (2) 石綿含有吹付け材及び石綿含有保温材等の除去について、発生概数量は発生材の設計数量に加え、消耗品（隔離シートや保護衣など）を含んだ数量とする。